持続型社会と開発倫理

第10回 廃棄物管理事例(2) 最終処分、関連事例 宮脇健太郎

廃棄物の処理・処分

- •排出(分別)
- 収集•運搬
- •中間処理 (焼却, 破砕)
- •最終処分(埋立)
- 資源化(再生利用:リサイクル)





本日の内容











埋立の歴史

- ・ 江戸時代 初期 会所地 (≠捨て場、不法投棄)
- 1655 深川永代浦 ごみ投棄場 当時 ごみは「埋立資材」
- 18世紀後半まで、十万坪、六万坪、海苔干場新田、永代島新田
- 京都 川などに投棄
- 1695 塵捨場 7カ所
- 1662 幕府 ごみ処理業者に許可
- 東京 東京湾内の埋立
- 1924 8号地
- 1950 煙、粉塵の苦情、 ハエ、ネズミ
- 1965 夢の島 ハエ騒動

夢の島焦土作戦本部の設置

参考(東京23区清掃一部事務組合Webサイト)

https://www.union.tokyo23-seisou.lg.jp/shiro/nakattara/02.html

東京都臨海部

- •明暦元年(1665)
- 永代浦 からスタート

1955 昭和30年

• (現在の江東区富岡八幡宮の辺り



処分場の移り変り

1 8号地(江東区潮見) 32 41 ② 14号地(江東区夢の島)

40 49 15号地(江東区若洲)

'65 '75 '80 40年 50年 55年

48 61 中央防波堤内側埋立地

埋立量約 5.210万t (平成16年度末現在) 52 中央防波堤外側埋立処分場 [その2]

⑥ 羽田沖(大田区羽田空港) 59 埋立量約 270万t 新海面処分場

最終処分場の状況 (一般廃棄物)

- •施設1554ヶ所
- •残余容量 9,575万 m ³
- 残余年数 24.8年

(2023 (今和 5) 年度末現在) その他県営、大阪湾臨海環境整備センター 含む民間143カ所、残余容量5,760万m³





最終処分場を有していない市町村の割合

• 最終処分場を有していない 市区町村307(全市区町村数 北海道 1,741の17.6%) (2023) 75%以上 50%以上75%未満 25%以上50%未満 1%以上25%未満

埋立近代化の段階

技術的改善

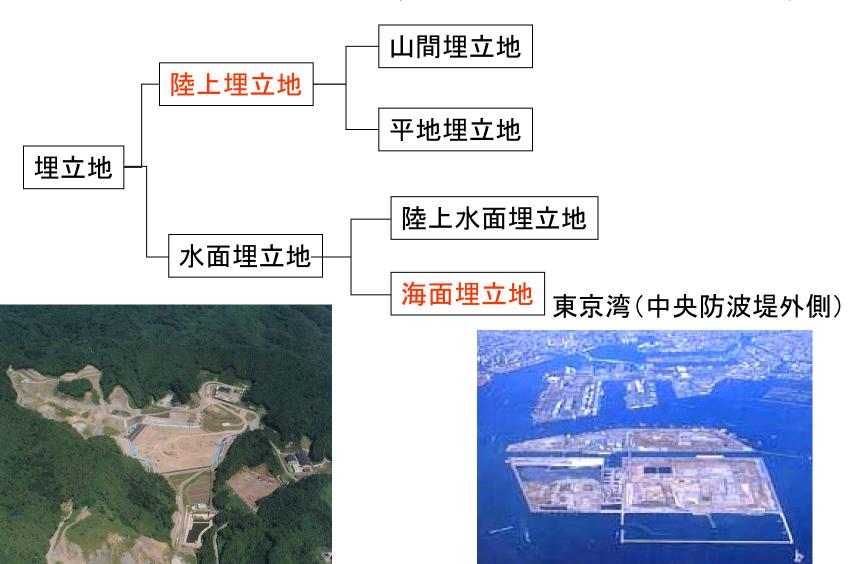
- 1) 「埋立地」として管理、管理者、境界を明確化、重機の利用
- 2) 悪臭、衛生害虫獣の発生、ごみの飛散を土で防ぐ「覆土」
- 3)雨水はごみの層を通過、汚染、地中に浸透すると地下水汚染、漏れ出さないようにする「しゃ水(遮水)」、シート、粘土層など
- 4)有機物(生ごみなど)
 - 好気性微生物 水、二酸化炭素
 - 嫌気性微生物 二酸化炭素、メタンガス
 - メタンガス爆発の危険性、ガス抜き管

2)~4)を備える衛生埋 立地 (sanitary landfills)



茨城2021.4

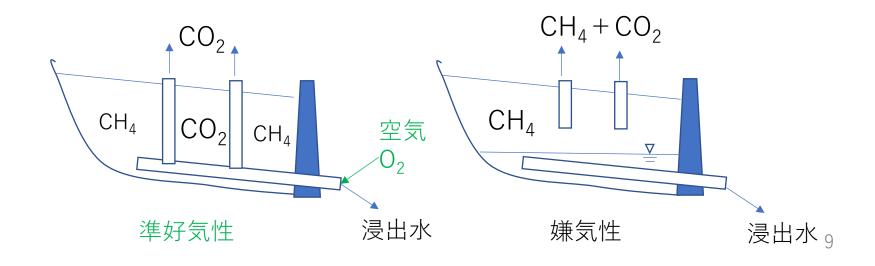
埋立地の種類(設置場所による分類)



日の出町(ニツ塚)

埋立構造

- 準好気性埋立構造 (日本の主流)
 - 下部集水管から大気が進入し、汚水浄化機能を有する。好気性微生物による早期安定化が進む。嫌気性領域も一定程度存在する。
- 嫌気性埋立構造 (海外の主流)
 - 空気が入らないため、メタンガスが主として発生する。発電などが行 える。有機物分解が遅く、長期にわたり安定化しない。



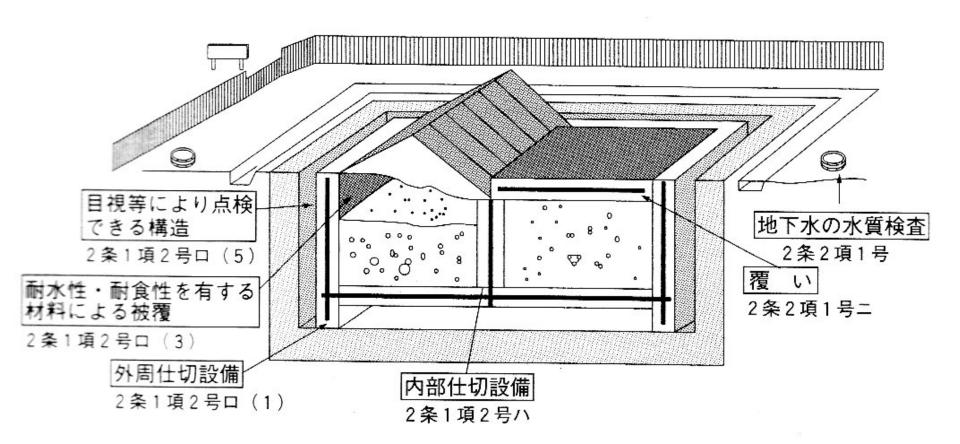
最終処分場(埋立地)の安全配慮

- 1)建設場所 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭の予測 「生活環境影響調査」
- 2) 廃棄物特性に応じた設備、構造
 - 欧米、有害、非有害、不活性
 - 日本、遮断型、管理型、安定型
 - 遮断型 有害廃棄物の隔離・保管
 - 管理型 通常の廃棄物(有害性はないが汚濁などあり)
 - 安定型 プラスチック、コンクリート、ガラスなど
- 3) 分別の徹底 埋立ごみの管理が重要
- 4) 構造設備の機能を日常的に点検、シート集排水管の機能を 損なわない埋立作業、モニタリング
 - 断型、管理型、安定型

遮断型最終処分場

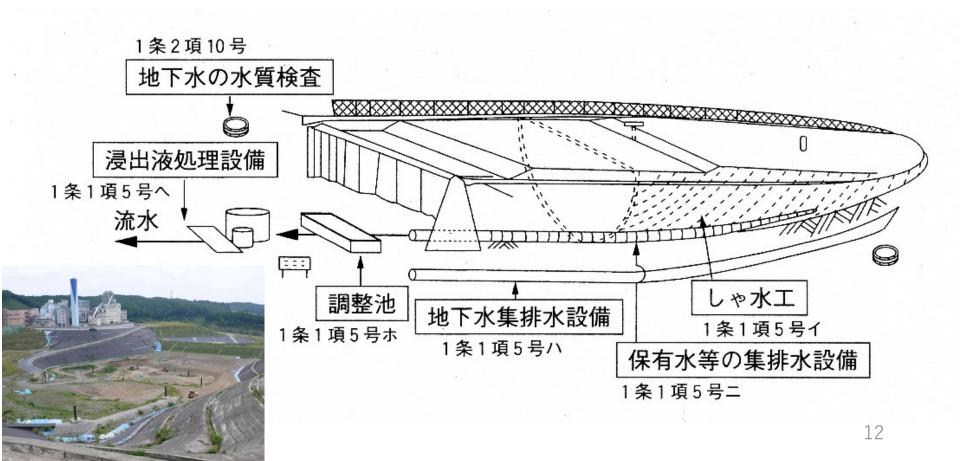
- ・有害廃棄物のための処分場
- 全国23施設(2018年度)
- コンクリートに囲われた厳重な構造





管理型最終処分場 (一般廃棄物埋立地も同様)

• 有害性が無いが、環境を汚染する可能性がある廃棄物を埋立 処分 全国629施設(2018)



安定型最終処分場

- ・不活性で無害な産業廃棄物
 - 廃プラスチック, ゴムくず, 金属くず, ガラスくずおよび陶 磁器くず, コンクリートの破片など(安定5品目)

全国998施設(2018) 2条2項2号口 展開検査 9 2条1項3号口 雨水等の排出設備 2条1項3号ハ 浸透水採取設備 地下水の水質検査 2条2項2号ハ

廃棄物処理における埋立の位置づけ

最終処分場(埋立地)の特徴

- あらゆる種類の廃棄物を受け入れ、その後に処理施設を必要としない
 - ごみ処理において不可欠
- 埋立物が安定化するまでに数十年、不適正な前処理・処分→大きな環境リスク
- 利用可能な土地を生み出す 跡地利用

現時点では必須の施設 (ごみゼロ社会が実現するまで)

最終処分場技術関連の話題 中間貯蔵施設(福島県大熊町・双葉町)

- 2011年3月11日 東日本大震災
- 東京電力福島第1原子力発電所で事故
- 放射性物質(主にCs124,Cs127)が広域で飛散・沈着
- 除染が実施(除染区域下図)



中間貯蔵施設

• 大熊町,双葉町



輸送(2015)

環境省中間貯蔵施設情報サイト http://josen.env.go.jp/chukanchozou/

2016.11 本格着工 2018.6 土地買収1/2程度

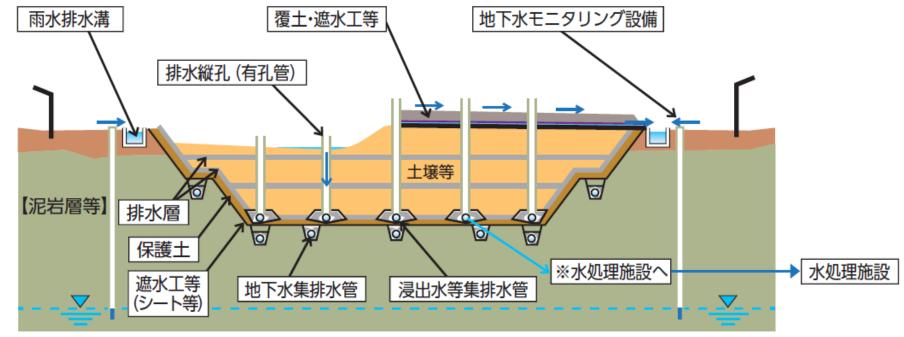
土壌貯蔵施設

土壌貯蔵施設(II型A)



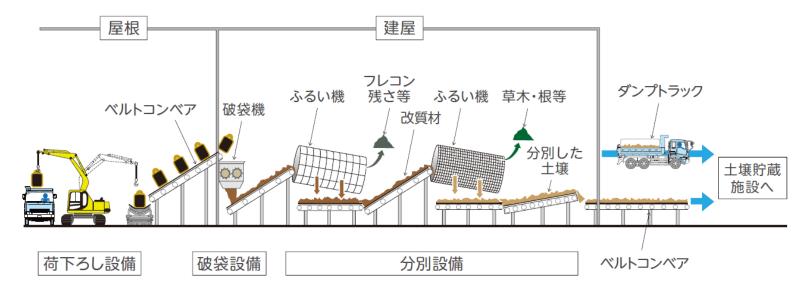


2018.10 土壌貯蔵施設



各部構造は、最終処分場の技術を応用

受入·分別施設



環境省中間貯蔵施設情報サイト http://josen.env.go.jp/chukanchozou/about/







課題

• 最終処分場(ごみ埋立地)または中間貯蔵施設(福島県・除去土壌など)について、内容を調べ、簡単にまとめて、自分の意見も考えてみよう。

- 明星LMS 「レポート」
- •レポート(第9講)を選択し、200字程度で記入してみましょう。
- 日曜夜までに提出してください。